



平成27年11月4日

胎内市長 吉田和夫様

胎内市特別職報酬等審議会

会長 伊藤 武



胎内市特別職の報酬等の額について（答申）

平成27年11月4日付け胎総第401号で当審議会に対し意見を求められた、胎内市特別職の報酬等の額について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1 教育長の給料の額の変更について

教育長の給料の額については、その職責等を踏まえ、一定の給与水準を確保する必要があることから、月額564,000円に引き上げることが適当である。

2 市長及び副市長の給料の額の適否について

市長及び副市長の給料は県内市の平均水準にあることから、現行のまま据え置くことが適当である。

なお、市長、副市長及び教育長の給料については、特例による減額措置を長らく実施しているが、当審議会としては、それぞれの職責に鑑み、本則による給料を受け取ることが適正であると考えるので、付帯意見として申し添える。

3 市議会議員の報酬及び政務活動費の額の適否について

議員報酬の額は県内最低であり、見直しの余地は十分にあるものの、定数の適正化を図った段階で改めて検討することとし、現状においては据え置きが適当であるとの結論に達した。

政務活動費の額については、人口規模が類似する県内市の平均水準にあることから、現行のまま据え置きが適当である。